

佐野市キャッチコピー取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野市キャッチコピー（以下「キャッチコピー」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャッチコピーは、「今日、佐野で逢いました。」、「大事な時こそ麺と向かって」、「どんぶりのそこに愛」とする。

(使用基準)

第3条 キャッチコピーを使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 市のPRに寄与するものであること。
- (2) 市の品位を損なわないものであること。
- (3) 宗教的活動を目的としないものであること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
- (5) 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用するものでないこと。

(使用の承認)

第4条 キャッチコピーを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐野市キャッチコピー使用申請書（別記様式第1号）に当該使用に係る仕様が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、使用の承認をするときは佐野市キャッチコピー使用承認通知書（別記様式第2号）、使用を不承認とするときは佐野市キャッチコピー使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(承認事項の変更)

第5条 前条第4項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、使用者が第9条に定める事項を遵守しなかったときその他この要領に

違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用の期間)

第7条 キャッチコピーを使用できる期間は、2年以内とする。

(使用料)

第8条 キャッチコピーの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 キャッチコピーを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 文言を変更しないこと。

(2) 承認を受けた用途のみに使用すること。

(事故、苦情等の処理)

第10条 キャッチコピーの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和3年3月29日から実施する。

この要領は令和3年4月17日から実施する。